

**アウトライン**

- 2022年2月20日以降、EEA内でのクレームに伴うサプライヤー報酬の支払い手順を変更いたします。
- この変更は、UKNVの保険契約にのみ適用されます。

メンバー各位、

**EEA内でのクレーム関連費用にかかわる VAT の取扱い**

2022年2月20日以降、欧州経済領域(EEA: European Economic Area)内でのクレームに伴うサプライヤー報酬の支払い手順を変更いたします。この変更は、UKNVの保険契約にのみ適用されます。

**UKNVの保険契約のみが対象**

当クラブはメンバーに代わって、サプライヤーを指名して協力する関係にありますが、クラブがサプライヤーへ直接支払ったケースであっても、サービス契約書は、あくまでも指名されたサプライヤーとそのサービスを受けるメンバーの間で締結することになっています。念のために明記すると、請求書はメンバー宛に発行されなければならない、さらに付加価値税(VAT: Value Added Tax)は、顧客であるメンバーに対するサービスに課税されなければなりません。

**サプライヤーがメンバーと同じ EEA 加盟国に拠点を置く場合**

ほとんどの場合、サプライヤーは VAT 課税対象サービスについて、VAT を含んだ金額を請求する必要があります。メンバーは、サプライヤーと同じ EEA 加盟国で VAT 登録できる場合は、VAT を還付することができます。EEA に拠点を置くメンバーは、当然 VAT 登録する必要があります、そのような状況で、関連する請求書が当クラブに対するクレーム支払案件と認められた場合は、当クラブはサプライヤーからの請求書の金額から VAT を除いた正味金額を支払い、当該 VAT については、メンバーがサプライヤーに対して直接支払うとともに、当該 VAT の還付申告を行っていただきます。

**サプライヤーが、EEA 内でメンバーの拠点を置く国とは違う国に拠点を置く場合**

EEA 内のある国に拠点を置くサプライヤーが、他の EEA 加盟国に拠点を置くメンバーにサービスを提供する場合、請求書に VAT が適用される時は、メンバーがリバースチャージを利用して VAT の会計処理をする必要があることにご注意ください。

**その他考えられるケース**

上記では一般的に予想されるケースについてご説明してまいりましたが、諸外国の VAT が課される場合等、レアケースが発生する可能性があります。そういった例外的なケースであっても、サービス報酬の支払いが明解かつ実務に即したものであるよう、当クラブはアドバイスするよう努めます。